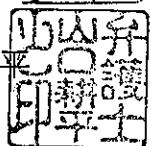


令和4年8月9日

〒981-0933

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘様
FAX 022-739-7477

東京都千代田区有楽町一丁目6番4号
千代田ビル7階日比谷見附法律事務所
電話 03-3595-2131
FAX 03-3595-2075
株式会社ケイズグループ代理人 波難英俊
弁護士 難波英俊
弁護士 山口耕平



ご連絡

冠省 当職らは、株式会社ケイズグループ（以下「当社」といいます。）の代理人として、次のとおり、ご連絡いたします。

第1 頭蓋骨矯正と景品表示法との関係

1 貴法人の令和4年1月31日付照会書（以下「本件照会書」といいます。）におきまして、「頭蓋骨矯正」という表示自体について、一般の消費者に何らかの効能効果を想起されるものと改めてご指摘いただきました。

しかし、繰り返しになりますが、「頭蓋骨矯正」のうち、「頭蓋骨」の部分につきましては、単に施術対象部位についての表示にすぎず、効能効果に関する表示でありません。「矯正」との表示も、一定の力を加えることを示すに留まり、施術方法を示すものにすぎません。したがいまして、「頭蓋骨矯正」の表示は、一般の消費者に何らかの効能効果を想起されるものに該当いたしません。

例えば、「整骨院」という表示は、「骨」という施術対象に対して「整える」ための施術を行う施術所という意味で用いられていると思いますが、「整える」ということは一般的な施術を意味しているに過ぎず効果効能を示すものであり

ません。「頭蓋骨矯正」の表示も「整骨院」との表示と同様に効能効果に関する表示に該当しないと考えております。

- 2 貴法人から本件照会書と共に消費者庁長官の「不当景品類及び不当表示防止第7条1項の規定に基づく措置命令」3通（以下、併せて「本件措置命令」といいます。）が送付されました。本件措置命令は、何れも景品表示法第5条第1号の違反を内容とするものですので、貴法人の「頭蓋骨矯正」という表示が一般の消費者に何らかの効能効果を想起されるとのご指摘は、貴法人が「頭蓋骨矯正」という表示のみでも景品表示法第5条第1号の違反が成立すると判断されているものと理解しましたので、貴法人の照会も「頭蓋骨矯正」との表示が、景品表示法第5条第1号に違反するとの認識を前提に照会をされているものと理解し、これを前提に照会に回答させていただきます。

第2 照会事項に対する回答

1 総論として

本件措置命令において、添付1では役務の表示である「無痛小顎矯正」、添付2では役務の表示である「小顎美矯正」及び添付3では役務の表示である「3D形状記憶型小顎矯正」が対象となっていますが、これらの役務表示はそれ自身に「無痛小顎」、「美」及び「形状記憶型」など効果効能を推測させる表現が含まれていますので、当社の「頭蓋骨矯正」と性質を異にする表示です。

また、本件措置命令では、役務の表示のみを対象としているものではなく、併せて効果効能が表示された「表示内容」が広告媒体に記載されることにより、景品表示法第5条第1号に違反するものであると認定しています。

これは、景品表示法第5条第1号が、「役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を規制していることから、この要件を充足するには、「役務の表示」だけでは不十分であり、「表示内容」が広告媒体に記載される必要があると判断されたことを示すものです。

一方、「頭蓋骨矯正」のみの表示は、効果効能を表示する「表示内容」を伴っておりませんので、景品表示法第5条第1号に違反するものではありません。このことは、本件措置命令における景品表示法第5条第1号の解釈からも明らかです。

したがいまして、「頭蓋骨矯正」の表示は景品表示法第5条第1号違反に該当しないことを前提に回答させていただきます。

2 照会事項 1について

「どのような作用を与えるものとして使用している」かとの照会ですが、「使用」とは具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。

景品表示法においては、「広告その他の表示」ということですが、当社におきましては、広告に用いる表示としては使用していません。単に、施術方法を示す名称と使用しています。

3 照会事項 2について

頭蓋骨矯正は施術方法としては、手技のみを以て施術しています。

4 照会事項 3について

患者に対しては、初回の来院時に問診を行っていますが、それ以降も「ニーズヒアリング」として施術効果及び患者の体調について問診を継続して行っています。その際、患者から体調に関するものとして片頭痛や不眠の相談があったときには、「頭蓋骨矯正を行うと、頭痛が緩和されたり、不眠が改善されたりする方もいる。」などと、特定の患者に個別的に口頭で説明することはあります。これは、施術方法の概要、選択及び決定について患者に行う通常の説明と同様なものですから、不特定多数を対象とし役務提供の誘引を目的とする「広告その他の表示」に該当するものではありません。

第3 照会事項

1 景品表示法第2条では、「表示」につき、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するもの」と定義されています。

これを受け、公正取引委員会は、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」と題する告示を発出しています。

同告示によれば、景品表示法第2条の「表示」は「広告その他の表示」と限定され、不特定多数の人を対象にしていると考えられます。

したがいまして、特定の整骨院内において施術を受けられている患者に対する施術内容の説明は景品表示法第2条の「表示」に該当しません。

ところが、貴法人の照会事項1は「使用」が、施術に必要な説明としての使用であるのか、現実の患者に対するものなのか、広告としての不特定多数（潜在的患者）に対するものか等が不明です。また、照会事項3は、景品表示法第2条の表示に該当しない事項です。

照会にあたっては、景品表示法上問題がある点を明らかにして、それとの関連であることを明示して照会を行わなければ、照会を受けた側に自己の行為が景品表示法上問題になるのではないかとの誤解及び不安を与え、表現の

自由及び営業の自由に対し萎縮的な効果を与えます。

つきましては、貴法人の照会にあたって、ことさら不特定多数に対する「広告その他の表示」と整骨院内における個別の患者に対する説明を区別せずに照会をなされた理由及びその必要性、もしくは、整骨院内における個別の患者に対する説明が「広告その他の表示」に該当する根拠についてご回答下さい。

- 2 貴法人は、役務の表示のみをもって、景品表示法第5条第1号に違反するとの本件照会書を作成されていますが、このような対応は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止を目的とする景品表示法の趣旨を越えて、整骨院の運営における自由に制約を課すことを目的としているのではないかと疑問を持たざるを得ません。このような過度の制約は消費者による役務等についての情報の取得を困難にさせるものともいえます。

当社としましては、貴法人の活動が公正なものであるとの信頼を維持するために、念のため本件照会書の作成にあたって柔道整復師が関与されているのか、また、関与されているならば、当該柔道整復師が当社の整骨院と競業関係に立たないことの確認など本件照会書の客観性を担保するためにどのような手続きを執られたのか照会させていただきますのでご回答下さい。

忽忽